

令和六年二月六日受領
答弁 第一一号

内閣衆質二二三第二号

令和六年二月六日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員山井和則君提出マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除に関する質問に対する答

弁書

一及び四について

御指摘の「システム改修」については、令和六年十月頃までに完了することを予定しており、御指摘の「システム改修」が本年十二月二日までに完了しない場合」については想定していないため、お尋ねの「健康保険証の廃止を延期することを政府として検討」することは考えていない。

二及び三について

御指摘の「マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除」については、現行の健康保険証が発行されなくなる令和六年十二月二日以降も可能とすることとしており、当該解除に係る御指摘の「手続の周知」は同日以降も継続的に実施することを考えているため、当該周知に係るお尋ねの「必要な期間」は想定していない。

また、当該解除に係るお尋ねの「実際の手続の必要な期間」については、当該解除に係る申請を医療保険者が受け付けた月の翌月末までの間に当該解除を実施することを想定している。